

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

規則

○東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)…

告示

○建築基準法による一団地の区域………  
…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…

規則

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年五月七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百十九号

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

東京都宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年東京都規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「書類」の下に「並びにデジタル手続法第八条第一項に規定する電磁的記録に記録されている事項

又は当該事項を記載した書類」を加える。

第九条中「名簿等」を「閲覧所において名簿等」に改める。

第十条中「名簿等」を「前条の閲覧申込票を提出して行う名簿等の閲覧」に、「閲覧する」を「する」に改める。

附則

この規則は、令和七年五月七日から施行する。

告示

●東京都告示第百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年五月七日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

国立市富士見台四丁目十七番十二の 令和七年三月三十一日

- 一部、十八番七から同番九までの各 十一日
一部、同番十一の一部、同番二十一、同番二十三から同番二十五まで、同番三十、十九番一、同番二、同番七、同番十、同番十一、同番十三、同番十四、同番十八、同番十九から同番二十一まで、同番四十一及び同番四十六

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦

町四丁目六番三号)

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

